

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、湯沢雄勝土地改良区から申請があった土地改良事業（維持管理事業）計画の変更について、令和5年3月24日認可したので、同条第11項の規定に基づき、公告する。
令和5年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久